

国立大学法人筑波技術大学学長解任規則

〔平成18年12月11日〕
学長選考会議決定

最終改正 令和3年12月21日学長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第4項の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）が行う国立大学法人筑波技術大学学長（以下「学長」という。）の解任の申出について必要な事項を定めるものとする。

(解任の申出)

第2条 選考・監察会議は、学長が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、文部科学大臣に学長の解任を申出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人筑波技術大学の業務の実績が悪化した場合であつて、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。
- (4) その他学長たるに適しないとき。

(職務執行状況についての報告)

第3条 選考・監察会議は、学長が前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき又は、監事から学長の不正行為や法令違反等の報告を受けたときは、学長から職務の執行状況について報告を求めることができる。

(解任の審査)

第4条 選考・監察会議は、学長が第2条各号のいずれかに該当すると判断する場合には、学長解任の審査を行うものとする。

2 選考・監察会議は、次の各号のいずれかによる解任審査請求があつたときは、学長解任の審査を行うものとする。

- (1) 国立大学法人筑波技術大学学長選考規則（平成18年12月11日学長選考会議決定。以下「規則」という。）第4条第2項第2号に規定する者3分の1以上による解任すべき理由を付した書面による解任審査請求
- (2) 国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程（平成17年規程第8号）第3条第1項第4号に規定する経営協議会の学外委員3分の1以上による解任すべき理由を付した書面による解任審査請求

3 前項の解任審査請求は、別紙様式による学長解任審査請求書により行うものとする。

4 選考・監察会議は、第1項及び第2項の審査を行うにあたり、学長から申出があるときは、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(解任審査に係る意向調査)

第5条 選考・監察会議は、学長解任の審査にあたり、必要に応じ、規則第6条第1項各号に規定する者の意向を調査するものとする。

2 前項の意向を調査する場合の必要な手続は、選考・監察会議が別に定める。

(解任の申出の決定)

第6条 選考・監察会議は、第34条及び前条の事項を総合的に勘案し、第2条各号の一に該当すると認められた場合には、文部科学大臣に対する学長解任の申出の決定を行う。

(公表)

第7条 選考・監察会議は、前条の審議の概要を公表するものとする。

(解釈等)

第8条 この規則の解釈について疑義が生じたときは、選考・監察会議が決定する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長の解任に関し必要な事項は、選考・監察会議が定める。

附 則

この規則は、平成18年12月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

学長解任審査請求書

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議議長 殿

代表者 所 属 _____
職 名 _____
氏 名 (自 署) _____

下記の理由により、別紙署名簿を添えて、国立大学法人筑波技術大学学長解任規則第3条の規定により、国立大学法人筑波技術大学長の解任の審査について請求します。

記

1. 解任審査請求の理由（該当する事項の□に✓を付すこと。複数可）
 - 心身の故障のため職務の遂行に堪えないため。
 - 職務上の義務違反があるため。
 - 職務の執行が適当でないため、国立大学法人筑波技術大学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないため。
 - その他学長たるに適しないため。
2. 具体的内容についての記述（※解任審査請求の理由が複数ある場合は、その理由ごとに記述すること。）

